

開会 午前 9時00分

◎開 会

○議長（杉山広充君） ただいまの出席議員は12名で定足数に達しておりますので、令和3年第4回川根本町議会定例会を開会いたします。



◎開 議

○議長（杉山広充君） これから本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（杉山広充君） なお、本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。
本定例会に説明員として町長以下関係者が出席しておりますので、御了承ください。



◎諸般の報告

○議長（杉山広充君） 日程に入る前に諸般の報告を行います。
11月26日、町長から第4回定例会を招集告示した旨、通知がありました。
本定例会は、議案13件が町長から提出されております。
また、11月19日、22日には議会広報委員会が開催され、主に今後の議会だより発行に関する協議を行っていただきました。
以上で諸般の報告を終わります。



◎行政報告

○議長（杉山広充君） 本定例会招集に当たり、町長から行政報告を兼ねまして御挨拶があります。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 改めまして、おはようございます。
12月定例会第4回の定例会ということで、議員の皆様にはお集まりをいただき、ありがと

うございます。

最近では、やはりコロナが変わってオミクロンというまた細菌が国外で騒がれておりますが、日本でも1例見つかったということで、国内の水際対策、これから万全を期していただきたい。

また、私どもも町民の皆さんの生命守っていかなきゃなりません。2月下旬からコロナ3回目のワクチンを打つということで、また、ここも皆さん協力の下、また私も11月22日、全協を終わりにして、町の診療所の先生、いやしの里の先生すべて、お願いとお礼と回ってまいりました。皆さん、快くまた引き受けていただき、また、いやしの里の先生に関してもいろんなことを皆さんも聞いておると思うんですが、また1年、今年、来年、先生に勤めていただけるということで、私も先週ですか、県立総合病院のほうへ院長さんはじめ、副理事長さん、事務局の方とお会いして、よろしくお願ひしますということで御挨拶をさせていただきました。

いずれにしましても、このコロナから始まった今年の体制に対して今年も同じような、また来年も同じような体制の中で町民の皆さんの生命を守りながら、また務めていかなければならないということ、皆さんの自覚の中でしていただきたいと思ひます。

本日は定例会最初ということで13議案ございますが、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

以上です。ありがとうございました。

○議長（杉山広充君） これで行政報告を終わります。



◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（杉山広充君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、5番、石山貴美夫君、6番、大竹勝子君を指名いたします。



◎日程第2 会期決定

○議長（杉山広充君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月17日までの17日間にしたいと思ひます。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から12月17日までの17日間に決定いたしました。



◎日程第3 議案第43号 川根本町環境基本条例の制定について

○議長（杉山広充君） 日程第3、議案第43号、川根本町環境基本条例の制定についてを議題といたします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 提案理由前に、少し話すことを忘れてしまいました。

副町長、今、昨日で退任されまして、8年間の長きにわたり御苦労されたことに職員、私もお礼を申し上げます。冒頭、すみません。

それでは、議案第43号、川根本町環境基本条例の制定について、提案理由を説明いたします。

当町は豊かな環境に恵まれていますが、一方で、様々な環境問題も発生してきております。

今後、心配される様々な環境問題に効果的に対応していくために、町全体として方向性を示し、計画的に進めていくため、本条例を制定するものであります。

本条例は、川根本町における環境の保全及び創造についての基本理念を定め、町・町民の皆さん及び事業者等の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定め、町の自然的及び社会的条件に応じた施策を総合的かつ計画的に推進し、もって良好な環境を実現し、現在及び将来の町民の皆さんの健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的としたものであります。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（杉山広充君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑は総括的な内容で行います。

質疑はありませんか。

大竹議員。

○6番（大竹勝子君） この条例は、国としては、いつ出されたものなんですか、定めるようにされたのは、いつ。

島田市は平成17年にもう条例ができていたようなんですけども、大分後になって出てきているものですから、ちょっとお聞きしたいです。

○議長（杉山広充君） 梶山くらし環境課長。

○くらし環境課長（梶山正幸君） 近隣市町におきましては、やはり、今、大竹議員言われましたように、大きな市におきましては17年、18年に大体制定されたところが多いかと思いま

す。

当町におきましては、今までそれが制定されていなかったということで、やはり、今の環境問題、地球温暖化もそうなんですけど、今後いろんな問題がありますので、そういうものに対して基本となる条例を制定すべきところがあったものですから、そこが遅れていた部分がありましたので、今回上程のほうをさせていただいたところであります。

○議長（杉山広充君） ほかに質疑ありませんか。
（何事か言う者あり）

○議長（杉山広充君） いいですか。

では、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第43号は、第1常任委員会に付託することにしたいと思えます。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第43号は、第1常任委員会に付託することに決定しました。



◎日程第4 議案第44号 川根本町税条例の一部を改正する条例について

○議長（杉山広充君） 日程第4、議案第44号、川根本町税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、藪田靖邦君。

○町長（藪田靖邦君） それでは、議案第44号、川根本町税条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

過疎地域自立促進特別措置法が令和3年3月末で期限を迎え、令和3年4月1日から新たに、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が施行され、本年9月議会において、川根本町過疎地域持続的発展計画を承認いただきました。

今回の改正は、過疎法において規定されている地方税の課税免除または不均一課税に伴う措置の変更に伴い、町税条例との整合性を図るため改正を行うものであります。

主な改正内容は、過疎法に基づく固定資産税の特例制度の対象となる業種が変更となったことによる改正であります。

今回、対象事業として情報サービス産業等が追加され、対象事業が製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売または旅館業となりました。

また、関連省令において、取得価額の合計額の上限の変更等がされております。

以上、よろしく御審議いただき、同意くださいますようお願い申し上げます。

○議長（杉山広充君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第 5 議案第 4 5 号 川根本町国民健康保険条例の一部を改正する
条例について

○議長（杉山広充君） 日程第 5、議案第 45 号、川根本町国民健康保険条例の一部を改正する
条例についてを議題といたします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） それでは、議案第 45 号、川根本町国民健康保険条例の一部を改正する
条例について説明いたします。

令和 4 年 1 月 1 日より産科医療補償制度が見直されることに伴い、健康保険法施行令等の
一部を改正する政令が令和 3 年 8 月 4 日に公布され、これに伴い国民健康保険法と町の国民
健康保険条例の整合性を図る必要が生じたことから、所要の改正を行うものであります。

主な改正内容は、出産育児一時金の支給額の基となっている産科医療補償制度の掛金が今
回の制度見直しにより引き下げられ、これに伴い出産育児一時金の支給額が減額となってし
まうことを回避するため、本条例で定める出産育児一時金の支給額を改正し、現行の出産育
児一時金支給総額と同額を維持するものであります。

以上、よろしく御審議のほど、御採択賜りますよう、よろしくようお願い申し上げます。

○議長（杉山広充君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第 6 議案第 4 6 号 公の施設の指定管理者の指定について
(川根本町高齢者デイサービスセンター)

◎日程第 7 議案第 4 7 号 公の施設の指定管理者の指定について
(川根本町瀬平高齢者デイサービスセ
ンター)

◎日程第 8 議案第 4 8 号 公の施設の指定管理者の指定について
(川根本町福祉センター)

◎日程第 9 議案第 4 9 号 公の施設の指定管理者の指定について
(川根本町障害福祉サービスセンター)

◎日程第 10 議案第 5 0 号 公の施設の指定管理者の指定について

(川根本町観光振興センター)

◎日程第 1 1 議案第 5 1 号 公の施設の指定管理者の指定について

(寸又峡温泉野天風呂)

○議長(杉山広充君) 日程第6、議案第46号、公の施設の指定管理者の指定について(川根本町高齢者デイサービスセンター)から日程第11、議案第51号、公の施設の指定管理者の指定について(寸又峡温泉野天風呂)までを一括議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長(藺田靖邦君) 議案第46号から第51号までは、いずれも公の施設の指定管理者の指定に関する議案でありますから、一括でその概要について御説明をいたします。

今回、御審議いただく全ての施設の指定管理者は、現在それぞれの施設において指定管理事業者と指定されておりますが、その指定期間が本年度末をもって満了になることに伴い、引き続き同事業者として指定したいものであります。

それでは、議案9ページを御覧ください。

川根本町高齢者デイサービスセンター及び川根本町福祉センター、川根本町障害福祉サービスセンターにつきましては、社会福祉法人川根本町社会福祉協議会会長小澤敦夫氏より、川根本町瀬平高齢者デイサービスセンターは、株式会社くぼた代表取締役久保田裕氏より奥大井自然休養村管理センターは、川根本町まちづくり観光協会会長前田孝一氏より、寸又峡温泉野天風呂は、寸又峡美女づくりの湯観光事業協同組合代表理事望月孝之氏より、それぞれ指定管理者指定申請書の提出がありました。11月24日に川根本町指定管理者審査委員会を開催、審査を行った結果、それぞれの施設における指定管理者として選定をいたしました。

つきましては、川根本町公の施設に係る指定管理者の指定の手續に関する条例(平成17年川根本町条例第159号)第6条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長(杉山広充君) 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第 1 2 議案第 5 2 号 令和3年度川根本町一般会計補正予算

(第5号)

○議長(杉山広充君) 日程第12、議案第52号、令和3年度川根本町一般会計補正予算(第5号)を議題といたします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長(藺田靖邦君) 議案第52号、令和3年度川根本町一般会計補正予算(第5号)の概要について説明をいたします。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ

7,700万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ59億8,440万円としたいものです。

第2表の債務負担行為補正につきましては、既に契約済みで、納期を年度末に予定しておりました第2次総合計画後期基本計画策定業務について、コロナ禍という社会情勢の急激な変化を受け、前期基本計画の検証・見直しに不測の日数を要したことにより、納期を令和4年7月末としたいものであります。

今回の補正は、国の事業に基づく第3回目の新型コロナワクチン接種事業経費や子育て世帯への臨時特別給付事業経費のほか、財政調整基金運用益の積立て、総務省から急遽、年度内執行を求められた公共施設総合管理計画の見直し業務費用の追加等のほか、厚生労働省管轄の国庫補助事業の事業精算に伴う返還金の計上、当初予算と4月1日付人事異動による職員人件費の差異修正による人件費の更正となっております。

また、普通交付税交付額確定により、一般財源の確保ができたことによる基金取崩しの減額といった財源更正が含まれております。

御審議の上、御採択賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

○議長（杉山広充君） 野崎課長。

○総務課長（野崎郁徳君） 申し訳ございません。ただいま町長、提案理由の説明の中で「第2表債務負担行為補正」につきましてというふうに御説明いただきましたが、「第2表繰越明許費」についてでございます。すみません。訂正をさせていただきます。申し訳ございません。

○議長（杉山広充君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第13 議案第53号 令和3年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（杉山広充君） 日程第13、議案第53号、令和3年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 議案第53号、令和3年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の概要について説明をいたします。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額は変わらず、歳入の財源更正のみとなっております。その内容は、今年度の国保税率改正を行ったことに伴い、保険基盤安定繰入金が増加となったことを受け、同繰入金を増額補正するとともに、同額を保険税から減額するものであります。

以上、御審議の上、御採択賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（杉山広充君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第14 議案第54号 令和3年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（杉山広充君） 日程第14、議案第54号、令和3年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） それでは、議案第54号、令和3年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）の概要について説明をいたします。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ196万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億2,624万円としたいものです。

今回の補正は、当初予算と4月1日付人事異動による職員人件費の差異修正によるものです。

以上、御審議の上、御採択賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（杉山広充君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第15 議案第55号 令和3年度川根本町水道事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（杉山広充君） 日程第15、議案第55号、令和3年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） それでは、議案第55号、令和3年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）の概要について説明をいたします。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,686万8,000円としたいものであります。

今回の補正は、当初予算と4月1日付人事異動による職員人件費の差異修正によるものです。

以上、御審議の上、御採択賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（杉山広充君） 以上で提案理由の説明を終わります。

ここで野崎総務課長より発言を許します。野崎総務課長。

- 総務課長（野崎郁徳君） 先ほど公の施設の指定管理の提案理由を町長が述べました際に、議案第50号の説明、川根本町観光振興センターの説明でございますが、町長説明の中で「奥大井自然休養村管理センター」というふうに申しました。申し訳ございません。「川根本町観光振興センター」の誤りでございますので、訂正をお願いいたします。

以上でございます。



◎散 会

- 議長（杉山広充君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次回の本会議は12月9日午前9時に開会し、議案の質疑、討論、採決を行います。

本日はこれで散会します。

ありがとうございました。

散会 午前 9時29分